

尾北教職員労働組合
執行委員長 小山 晃範

2022年度後期要請書

日頃、学校教育の発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。
私たち尾北教職員労働組合は、皆様方のご協力をいただきながら、「子どもが輝き、教職員が安心して働き続けられる学校づくり」を目指して活動を続けております。
今回、さまざまな教育課題の解決や私たち教職員の勤務条件の改善に向け、下記の要請事項をまとめました。内容に関してよく検討していただき、関係機関への働きかけも含め、これらの諸課題解決のため一層のご尽力をくださいますようお願いいたします。

要請事項

- 1 小中学校全学年での30人以下学級を実現すること。
- 2 深刻化している教員未配置「教育に穴があく」問題に対し、定数内講師をなくし、新規採用を増やしたり、再任用短時間勤務を定数外としたりするなどの対策を早急に講じること。
- 3 コロナ感染対策については、過度ではなく適切な対応をすることを基本とし、特に以下の内容について留意すること。
 - ① 「学校の新しい生活様式」(文科省)や、「教育活動の実施等に関するガイドライン」(愛知県教委)で示された内容や基準をもとに、教職員間の共通理解を図っていく。
 - ② 児童生徒本人が、暑さなどで息苦しいと感じた時には、自身の判断で、マスクを外したりずらしたりできることを伝える。
- 4 政府のGIGAスクール構想によって配備されたタブレット端末の使用について、以下の点に留意すること。
 - ① タブレットありきではなく、必要な場面において無理のない範囲で活用する。
 - ② 視力低下等の健康面での問題が懸念されるため、適切なルールや制限を設ける。
 - ③ 教職員への研修については、負担が大きくなるよう実施の仕方や時期に配慮する。
 - ④ タブレットの家庭への持ち帰りについては、その管理と使用方法を家庭に委ねることになるため、保護者の意思を尊重する。
 - ⑤ 休校や学級・学年閉鎖の際に、オンラインにより授業を進めることがないようにする。
- 5 小学校高学年の教科担任制については、以下の点に留意すること。
 - ① 教科担任制の導入については、教科担任制ありきではなく、専科教員の加配に応じた教科担任制を基本に、各学校の実情に合わせて全職員でよく検討する。
 - ② 教科担任制を導入する場合の教科については、文科省が示している優先教科に縛られず、各学校の実情に応じて決める。
 - ③ 専科教員の加配に向け、国や各自治体への働きかけを行う。特に、音楽と英語については、各校に専科教員を配置する。
- 6 特別支援教育について、以下の改善を進めること。
 - ① インクルーシブ教育が進み、重い障害のある児童生徒の入学が増えている実態に合わせ、支援員や介助員の配置や増員、さらには施設設備の整備や改修を進め、教職員に負担を押しつけないようにする。
 - ② 全小中学校に通級指導教室を設置し、専属の担当教員を配置する。
 - ③ 特別支援学級の学級定数を現行の8名から6名に引き下げる。また、2学級で11名以上の在籍があれば、加配教員を配置する。
 - ④ 特別支援学級の担任を、再任用短時間勤務の教員2人で担うと、教育活動にさまざまな支障をきたす恐れがあるので、そういった対応は避ける。
 - ⑤ 「新任10年以内の特別支援学級担任経験」(文科省通知)については、教員の経験という観点のみならず、子どもの状況や保護者との関係という観点からも考慮し、各学校の実情に合わせて、無理に進めることのないようにする。
- 7 いじめや不登校、虐待、貧困問題などの課題への対策として、心の相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置や拡充を進めること。
- 8 教員免許更新制の廃止に伴い導入される「新たな研修制度」については、自主的な研修を尊重すること。また、論文や各種学習会などへの参加は、押しつけにならないようにすること。

- 9 学校訪問は行政訪問であり、教育行政は教育条件整備を主たる目的としていることと、多忙化解消の観点とを合わせ、以下のように簡素化を進め、校内現職教育とは区別して実施すること。
- ① 半日日程とする。
 - ② 公開授業は、指導案作成及び「指導・助言」をなくし、授業参観のみにする。
 - ③ 飲食物等で特別な接待をしない。
- 10 スクールサポートスタッフ及び学習支援員等の配置および拡充を進めること。
- 11 文科省が策定した勤務時間の「上限指針」である「月 45 時間」超の職員をゼロにするため、多忙化解消に向けたさらなる取り組みを進めること。その際、早く帰ることのみを強調する「時短ハラスメント」が生じないようにすること。
- 12 多忙化解消に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
- ① コロナ感染対策として抜本的に見直しを図った学校行事や出張等については、多忙化解消の観点を含め、今後も継続する方向で検討する。
 - ② 学習発表会や運動会、卒業式等の行事について、練習を含めた抜本的な見直しをする。
 - ③ 成績処理や諸帳簿の整備、学級や学年の実務などを、勤務時間内に終わらせるよう、業務改善を進める。特に、年度始め、学期始め、学期末、学年末には、会議をなくしたり、日課を調整したりして、実務時間を確保する。
 - ④ 提出文書の簡素化・出張の削減・研究指定の削減・研究論文の学校及び個人の参加自由化などで教職員の仕事を減らす。
- 13 部活動のさらなる改善に向け、以下の取り組みを進めること。
- ① 新規採用教職員については、学級づくりや教科指導等の本務に専念できるよう、初年度は部活動指導の主顧問を担当させない。
 - ② 部活動の担当については、個々の教職員の意思が尊重され、押し付け的にならないようにする。
 - ③ 部活動地域移行については、教職員の負担軽減につながるよう進めること。
- 14 早朝勤務などの時間外勤務があったときの割り振りが確実にとれるよう、以下の取り組みを進める。
- ① 時間外勤務の割り振りについては、まずは管理職が「割り振り対象の業務」と「割り振りの日時数」を確実に伝える。そして、「割振変更簿の使い方」を周知し活用することで、すべての職員が、自分の希望に合わせて確実に割り振りがとれるようにする。
 - ② 時間外勤務があったときは、途中の休憩がとれない実態と、学校現場の勤務の割り振りの特殊性により、年休と同じように、夕方の休憩時間の 30 分を除いて割り振りをする。
 - ③ 勤務時間の割り振りは、16 週間内で可能であることを確実に知らせ、やむを得ず平日にとれなかった場合でも、長期休業中を含めて時間外勤務の割り振りが行われるようにする。
- 15 労働時間の適正な管理に関して、以下のように在校時間記録表を正確に記録すること。
- ① 在校時間の記録は、土日を含めた勤務実態を正確に把握する。また、公務災害や健康障害などに関して重要な客観的データとなるため、時間外勤務を減らすような虚偽報告とならないようにする。
 - ② 休憩時間 45 分を一律に差し引くのではなく、県教委依頼文書にあるように、「休憩時間中にやむを得ず業務に従事した時間」を加える。
- 16 教員の持ち時間数軽減に向け、以下の内容に留意して改善を進めること。
- ① 持ち時間数については、勤務時間内に業務を終えられるようにするため、小中学校ともに 20 時間以内（1 日 2 時間以上の実務時間《空き時間》確保）となるよう改善を進める。
 - ② 特別支援学級の担任についても、空き時間を確保する。
 - ③ 教頭・教務主任・校務主任（学級担任以外）は、学級担任の空き時間確保につながるよう、書写・図工・理科・社会等、単独で担う科目を担当し、評価を含めた教科指導にあたる。少人数や T T の授業に入るといった、持ち時間数軽減につながらない事態は避ける。
 - ④ 学習指導要領の改訂により学習内容や授業時数が増加している。その実態に対応するため、専科教員を増やす。
- 17 病気やけがで休んだり通院したりする際の休暇を年休で処理している実態が依然見られる。職員が病気やけがで休む際には、本人に療養休暇が取れることを伝えること。また、療養休暇に関する以下の内容を職員に周知すること。
- ① 療養休暇は、1 日や 1 時間単位で取れる。
 - ② ボーナスは 30 日未満、給与は 40 日未満なら、その処遇には影響がない。
 - ③ 1 週間以内の休暇であれば、特に診断書は必要ない。
- 18 職場において、ハラスメントが生じないようにすること。特に、パワハラ防止については、県教委通知「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応について」（2020・3・31 改定）を全職場で周知徹底すること。